

議事日程第1号

令和8年 第1回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

令和8年4月22日（水）

午前10時開議

開会の場所

錦江町議会本庁議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
（令和7年度錦江町一般会計補正予算（第12号））
（町長提出）

日程第4 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
（令和7年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第7号））
（同上）

日程第5 承認第 5号 専決処分した事件の承認について
（錦江町税条例の一部を改正する条例）
（同上）

日程第6 承認第 6号 専決処分した事件の承認について
（錦江町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
（同上）

日程第7 承認第 7号 専決処分した事件の承認について
（錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（同上）

日程第8 議案第22号 町道の路線認定について
（同上）

日程第9 議案第23号 令和7年度第二塩屋橋架替工事請負契約の締結について
（同上）

閉 会

令和8年 第1回錦江町議会臨時会 会議録

召集の年月日 令和8年4月22日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	木下巧大	
	2番	城下香代子	
	3番	宿利原洋一	
	5番	久保勇太	
	6番	落司道子	
	7番	染川金治	
	8番	小吉昭弘	
	10番	池田行徳	
	11番	浪瀬亮祐	
欠席議員	9番	水口孝俊	

職務のため出席した者	
議会事務局長	菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	新田敏郎		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	上吹越寿次	観光交流課長	池水国博
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	猪鹿倉勝志
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
健康保険課長	宮園守	農業委員会事務局長	坂口美智代
住民税務課長	濱田竜大	総務課財政管係長	今村学
会計課長	藤崎みずえ	総務課総務主査	小川弘晃
建設課長	船迫修一		
産業振興課長	木下勝幸		

令和8年 第1回 錦江町議会臨時会会議録

令和8年4月22日（水）午前10時00分
錦江町議会議場

	(開会)
○浪瀬議長	<p>おはようございます。ただいまから令和8年第1回錦江町議会臨時会を開会します。</p> <p>ここで欠席届につきまして、9番、水口議員、有村副町長から本会議欠席の届出がありました。報告いたします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。</p>
	日程第1 会議録署名議員の指名
○浪瀬議長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、2番、城下議員、3番、宿利原議員を指名します。</p>
	日程第2 会期決定の件
○浪瀬議長	<p>日程第2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間に決定しました。</p>
	日程第3 承認第3号
○浪瀬議長	<p>日程第3、承認第3号、専決した事件の承認について、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第12号)を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>おはようございます。承認第3号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。令和7年度錦江町一般会計補正予算(第12号)につきましては、補正総額は9,270万6,000円の増額で、累計は89億2,987万4,000円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、肝属郡医師会立病院再整備基金費の元金積立を5,065万2,000円、町有施設整備基金費の元金積立を5,013万7,000円、水道事業繰出金を550万円、並びにふるさと納税基金費の元金積立を403万円、それぞれ増額するとともに、ふるさと納税事業に係る手数料を2,872万4,000円減額したものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>

	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入2款地方譲与税から21款町債までと、歳出2款総務費から10款教育費まで、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	<p>総務費ふるさと納税事業です。減額補正をされて一部基金の利子積立ということですが、寄附金総額は約2億円という規模で理解してよろしいのかという点と、あともう1点、地域未来留学事業です。翌年度の繰越しということなんですが、今回、地域未来留学の広域市町村ネットワークに参加をされることなんですが、そのネットワークのほうにこの委託料等の支払いをするという理解でよろしかったのか。</p> <p>また、併せて、今回この国の未来交付金なんですけども、この事業に関して県からのそういった支出金あるいはそういった関与等はなかったのかお伺いしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず、ふるさと納税の令和7年度実績については、議員ご指摘のとおり2億程度だったと。詳細は、額面は未来づくり課長に答弁させます。</p> <p>それから、今回の地域未来留学の補正予算につきましては、これは国の補正予算で令和8年度に実施すべきものを前倒しで予算措置するというようなことでの国からの内示があったということで、3月31日時点で専決処分させたということでございます。</p> <p>それから、県の支出金等は、私の認識の中では県の負担というものはないというふうに思っておりますが、これも詳細につきましては教育課長から答弁させます。</p>
○上吹越未来づくり課長	はい。
○浪瀬議長	上吹越未来づくり課長。
○上吹越未来づくり課長	久保議員のご質問にお答えいたします。令和7年度のふるさと納税寄附金の実績につきましては、寄附額2億279万8,700円になりました。件数については6,040件になります。以上になります。

○白井教育課長	はい。
○浪瀬議長	白井教育課長。
○白井教育課長	久保議員のご質問にお答えします。今回の未来留学の事業の中に参加市町村の負担金というのは入っております。計上しております。県の関与というところですが、県からの支出金はありません。以上でございます。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	ふるさと納税に関しては承知いたしました。地域未来留学なんですけども、国からの交付金で令和8年度からってということなんですけど、では今後はこの存続事業に関しては、毎年、国のこの地域未来交付金を使われて、生徒募集等の業務委託はあると思うんですけど、こういった業務を委託をされるという理解でよろしかったでしょうか。
○白井教育課長	はい。
○浪瀬議長	白井教育課長。
○白井教育課長	久保議員のご質問にお答えします。この事業が交付金の対象となっている間は申請する予定でございます。以上でございます。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	承知しました。この委託の内容に関してなんですけど、募集業務委託というのはネットワークを通じてされるという理解でよろしかったのか。それとも、当然県立高校なので一般的にはそういった県のほうでそういった生徒募集等はされるというふうな理解あるんですけど、それとも別枠でこの事業は独立するという理解でよろしかったのか、お伺いしたいと思います。
○白井教育課長	はい。
○浪瀬議長	白井教育課長。
○白井教育課長	久保議員のご質問にお答えします。ネットワークを通じて募集をして、合同説明会とかというのを一緒に行ってまいるところでございます。以上でございます。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○2番 城下議員	はい。

○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	水道事業の不足金の550万円についてお伺いいたします。550万円の不足が出た原因というか、内容の確認をされているのか。また、今後、これからもこういう不足が出てきたときに、一般会計からの繰出しで対処されるのかお伺いいたします。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	<p>城下議員のご質問にお答えします。まず、550万円の繰出しにつきましては、落雷による設備の修理でございまして、これについては保険をかけているんですけども、保険の上限金額がちょっと低かったというところもございまして、保険が丸々出なかったということもあって、不足額を550万円一般会計から繰出しをしたところですよ。</p> <p>議員がご心配されているように、今、水道事業会計という非常に厳しい状態が続いておりますので、私どもとしては、今の昨今の経済情勢等を考えますと、水道料金というのも県内でも中盤よりも高めの設定をしておりますので、広く負担をしてもらわなければいけないという企業会計の性質上は理解しますが、現段階での引上げというようなのはいかがなものかなと。</p> <p>国自身も物価高騰対応で交付金等を交付されている状況でもございますので、当分の間は不足する分は一般会計から支出していくことが望ましいのではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
○2番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	了解いたしました。
○浪瀬議長	ほかにありませんか。
○8番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8番、小吉議員。
○8番 小吉議員	先ほど同僚議員の質問の中で、地域未来留学事業について、もろもろ質問があったわけですが、私は中に入って現在ですね、今、南大隅高校の実態というのはあまり存じませんので、そこら辺のところ、現在、1年生・2年生・3年生、全校生徒何人おられるのか。ちょっと頭搔いてますけど、大丈夫ですか。分からんときはもういいですけども、新1年生が何人ぐらい来られたのかですね。まずはそこからお願いします。
○新田町長	議長。

○浪瀬議長	町長。
○新田町長	それでは教育課長から答弁させます。
○白井教育課長	はい。
○浪瀬議長	白井教育課長。
○白井教育課長	小吉議員のご質問にお答えします。1年生の入学者は16名と伺っております。2年生が21名です。すみません、ちょっと3年生が把握をしておりませんが、確か20名ぐらいいはいたと思っております。申し訳ございません。以上です。
○8番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8番、小吉議員。
○8番 小吉議員	今、事業内容を見ますと、県外からの県、町外をメインに募集しているような形が見えるわけですが、ちなみに難しい質問かもしれませんが、南大隅町あるいは錦江町の生徒がどのくらい今在籍されているのか、分からんからもうしょうがないですけれども教えていただきたいと思っております。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。大変恐縮ですが、その点につきましては教育課のほうにまた、お問合せいただければありがたいなというふうに思います。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○7番 染川議員	はい。
○浪瀬議長	7番、染川議員。
○7番 染川議員	今の同僚議員の質問に関連して、南大隅高校、現在60数名在籍しているというふうに思いますけれども、小規模校になりまして田園都市計画のこの地域未来留学制度を利用して全国から留学生を募集しまして、高校に新たな風を吹かせようということで取り組んでいるんですけれども、南大隅町で1,000万、錦江町で600数十万、錦江町は昨年度から、昨年、一昨年度からですかね、この補助金を利用させてもらっているんですけれども、今後は地域外、県外から生徒が来た場合に、寮生が増えるとなった場合に、この地域未来留学の助成金というのをば増額する考えがあるのか、お聞きしたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。

○新田町長	<p>染川議員のご質問にお答えします。まず地域未来留学については、今回補正で入れさせていただきましたが、今年が2年目だったですね確か、3年間は事業継続をするということで国の交付金が付くという認識でおりますけれども、増額か否かについては、当然、今、県のほうで高校の計画等も作られていることでもございますので、まずは現状をどういうふうにして維持していくのかというところをまず我々としては優先すべきではないかなと。</p> <p>私どもも、染川議員ご指摘のとおり、寮を開設して現在4名の生徒がそこで過ごしておりますので、まずそういう子どもたちをしっかりとケアしながら、学校の良さ、特徴を伝えていくことが1番大事ではないかなと思いますので、今後の額については、両町での協議ということもございますけれども、まずは現状をしっかりと維持していくことが1番重要なことではないかなというふうに思います。以上です。</p>
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○2番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	<p>歳入の関係でお伺いいたします。歳入の2款ですね、揮発油の譲与税の減額の115万8,000円、それから森林環境譲与税の減額の98万円、それと株式譲渡の交付金が249万7,000円増額になっております。それからもう一つ、コロナウイルスの補填が、当初ゼロで補正額17万8,000円でございます。この中身について教えてください。</p>
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	財政係長に答弁させます。
○浪瀬議長	今村財政係長。
○今村財政 係長	<p>城下議員のご質問にお答えいたします。まず、地方揮発油譲与税につきましては、今回115万8,000円の減額となっております。これにつきましては、令和7年12月をもちましてガソリンの揮発油の税率に上乘せされておりました暫定税率のほうが無効となっております。これによりまして、地方財源を確保するための地方揮発油税というものも暫定分無効となっております。これまでガソリン税に通常の本則税と言われるものが28.7円、暫定分として25.1円が上乘せされておりました、合わせて53.8円が1L当たり課税されておりました。そのうち、地方税分の地方揮発油譲与税というのが1L当たり0.8円分が今回無効されたということで、こちらについて1月から3月分が減収しているというような状況でございます。</p> <p>次に、森林環境譲与税につきましては、こちらにつきましては2024年に</p>

	<p>導入されておりました、年間一人当たり 1,000 円の森林環境税というものが徴収されております。こちらを原資としまして市町村へ譲与されるという仕組みでありますけれども、こちらにつきましては、各森林面積、人口、林業の従事者という割合で配分されております。今回減少した経緯というものは通知はされていないところなんですけれども、恐らくこちら原資である譲与税が減少したというふうに見込んでおりました、それに伴いまして交付される剰余金も減少したというふうには推測しております。</p> <p>次に、株式譲渡所得割交付金ですけれども、こちらにつきましては 249 万 7,000 円の増額となっております。こちらにつきましては、鹿児島県のほうが徴収しました株式所得割というものが住民税に 5% 上乘せされて徴収されております。そちらの一部を住民の居住する市町村に交付するというような仕組みになっております。証券会社等が源泉徴収した税金が原資となっておりますが、そちらが増額したものと見込んでおります。</p> <p>地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、こちらにつきましてはコロナ禍で実施されております固定資産税の軽減措置によりまして、自治体の税収減を国が補うというところの特例交付金でございます。これは当初予算では見込んでおりましたけれども、令和 6 年度までの時限措置となっておりますが、こちら現在も延長されまして実施されている特例交付金であります。これは固定資産税の減税を補填するための交付金で、そちらが交付決定されたものが 17 万 8,000 円だったということでもあります。以上です。</p>
○浪瀬議長	ほかにありませんか。よろしいですか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、承認第 3 号、専決処分した事件の承認について、令和 7 年度錦江町一般会計補正予算 (第 12 号) を採決します。お諮りします。承認第 3 号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、承認第 3 号、専決処分した事件の承認について、令和 7 年度錦江町一般会計補正予算 (第 12 号) は承認することに決定しました。
	日程第 4 承認第 4 号
○浪瀬議長	日程第 4、承認第 4 号、専決処分した事件の承認について、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算 (第 7 号) を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。

○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	承認第4号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。令和7年度錦江町水道事業特別会計補正予算(第7号)につきましては、収益的収入は405万円の減額で、累計は1億6,362万円となりました。内容につきましては、収益的収入は他会計補助金を550万円増額するとともに、雑収益を955万円減額したものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。収益的収入及び支出の収入1款水道事業収益について、質疑を行います。質疑ありませんか。
○7番 染川議員	はい。
○浪瀬議長	7番、染川議員。
○7番 染川議員	先ほども質問も出ましたけれども、この落雷による自動制御盤の保険が全額出なかったと、全体の家屋というか建物の中の一部と捉えるんでしょうけれども。 保険というのは、ほとんどは事故が発生した場合には100%と言わなくても、消耗品なんかは別としてもほとんど90%以上保険は出る、そのまさかのための保険ですから。これが900数十万しか出なくて550万不足するからということで専決されている。何でこれしか保険が出なかったのか、どういう保険の内容で保険加入しているのか、そこら辺を聞かしていただければと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。議員がご指摘のとおり、火災保険というものにつきましては同じものを新しく整備した場合の価格として再調達価格というのが設定されています、新しく同じものを作った場合。その再調達価格を全額、火災保険という形で支払っていなければ、落雷とかあっても100%出ませんよっていうのが火災保険の仕組みです。 したがって、今回の、分かりやすく言いますと、例えば1,500万の修繕費がかかる調達費がかかるものを1,500万の火災保険をかけておかなければ100%は見られませんよと、その中の一部であっても。今回はそのかける金額が安くかけていたというのが実態だったので、それに対して減歩されて、率が減額されて、火災保険という形で支給されたと。本来ならばもう議員がおっしゃるように、フルでしっかりと調達できる価格をかければ、おっしゃ

	ったように全額出るのが当たり前ではございますけれども、私どもとしましても多くの町有財産等がございますので、そういったものについてもしっかりと見直しをしながら、再調達するときにどれだけの金額がかかるのか、それに応じて火災保険をかけていかないといけないねというような指導をしたところでございます。以上です。
○7番 染川議員	はい。
○浪瀬議長	7番、染川議員。
○新田町長	今の答弁は理解もできるんですが、家庭でも火災保険をかける場合には加入する保険金額が高くなれば、それを抑えるという意味で、例えば70%補償ですとか、50%補償ですとかそういうものもある。しかしほとんどの家庭が火災保険というのは、全額補償というような形で加入されていると。 やはり町としても、今後見直しを検討するという答弁もありましたから、できるならば全体のこの庁舎にしても、いろんな公的な施設にしても、保険というのは100%いろんな対象で保険金額がおりのような形の保険加入というのをすべきじゃないかと思うんですけども、今後はよく検討されてそれに近いような形で加入してもらいたいような方法を取ってもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、承認第4号、専決処分した事件の承認について、令和7年度錦江町水道事業特別会計補正予算(第7号)を採決します。お諮りします。承認第4号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について、令和7年度錦江町水道事業特別会計補正予算(第7号)は承認することに決定しました。
	日程第5 承認第5号
○浪瀬議長	日程第5、承認第5号、専決処分した事件の承認について、錦江町税条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	承認第5号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

	<p>錦江町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止、固定資産税の免税点の見直しなどの改正が行われたことから、必要となる規定の整理などを行ったものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、承認第5号、専決処分した事件の承認について、錦江町税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。承認第5号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分した事件の承認について、錦江町税条例の一部を改正する条例は、承認することに決定しました。
	日程第6 承認第6号
○浪瀬議長	日程第6、承認第6号、専決処分した事件の承認について、錦江町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	承認第6号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。 錦江町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止の改正が行われたことから、必要となる規定の整理を行ったものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから承認第6号、専決し処分した事件の承認について、錦江町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決し

	ます。お諮りします。承認第6号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分した事件の承認について、錦江町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、承認することに決定しました。
	日程第7 承認第7号
○浪瀬議長	日程第7、承認第7号、専決処分した諸事件の承認について、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	承認第7号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。 錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年度税制改正による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援制度が新設され、国民健康保険税の賦課項目や基礎課税額に関わる限度額、並びに軽減判定所得の見直しが行われたことから、必要となる規定の整理を行ったものでございます。ご承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから承認第7号、専決処分した事件の承認について、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。承認第7号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分した事件の承認について、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、承認することに決定しました。
	日程第8 議案第22号
○浪瀬議長	日程第8、議案第22号、町道の路線認定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	<p>議案第 22 号町道の路線認定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、馬場地区における子育て支援住宅整備に伴い、各住戸の接道条件及び安全な通行環境の確保を目的に、敷地内に新設する道路を町道の路線として認定したいため、本議案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 22 号町道の路線認定についてを採決します。お諮りします。議案第 22 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号町道の路線認定については、このとおり可決されました。
	日程第 9 議案第 23 号
○浪瀬議長	日程第 9、議案第 23 号、令和 7 年度第二塩屋橋架け替え工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第 23 号、令和 7 年度第二塩屋橋架け替え工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、令和 8 年 3 月 2 日に条件付き一般競争入札に付した令和 7 年度第二塩屋橋架け替え工事につきまして、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 23 号、令和 7 年度第二塩屋橋架

	<p>け替え工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。議案第 23 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○浪瀬議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号、令和 7 年度第二塩屋橋架け替え工事請負契約の締結については、このとおり可決されました。</p> <p>これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 8 年第 1 回錦江町議会臨時会を閉会いたします。</p>
	<p>散会 10 : 39</p>